

電気事業法第27条に基づく使用制限について (追加Q & A)

1. 使用制限の概要

問1. 需要場所で自家発電を行っていて、当該自家発電による電力量が自社の需要を上回って電気事業者へ売電している場合、その差(自社内の電力使用量－売電量)が電気事業法第27条に基づく使用制限の適用対象となるという整理でよろしいでしょうか。

(答)

○今般の使用制限は、電気事業者から供給を受けている電気につき、その1時間当たりの使用量に対して制限を課すものです。

○このため、仮に、自家発電により売電している場合であっても、ある1時間について、電気事業者から実際に供給を受けて使用している電気の使用に対して制限がかかります。

2. 基準電力値となる値の考え方について

問2-1. 基準期間における使用最大電力が契約電力を超過している場合には、契約電力を基準電力値にするとされていますが、使用最大電力よりも低い契約電力を基準値にする理由は何でしょうか。

(答)

○使用最大電力が契約電力を超過しているにも関わらず、契

約電力を変更していないということは、当該使用最大電力は特異値であることが一般的です。

○そのような特異な使用最大電力を基準値とした場合には、使用制限の実効性が担保できないため、契約電力を基準値としています。

問2-2. 契約電力が基準期間の末日と比較して変更がない場合、基準期間中に契約電力を超過すると基準電力値は契約電力となります。一方で、契約電力が基準期間の末日と比較して減少している場合には、基準期間中の使用最大電力が契約電力を超過していたとしても、基準期間中の使用最大電力と減少後の契約電力を比較して大きい方を基準電力値としています。この取扱いの差異の理由を教えてください。

(答)

○基準期間中の使用最大電力が契約電力を超過したにもかかわらず、契約電力を引き下げている場合には、自家発電設備や蓄熱システムを導入していることが一般的です。

○このような使用電力の削減の取組を考慮し、契約電力を引き下げた場合には、基準期間中の使用最大電力が契約電力を超過していたとしても、当該使用最大電力と契約電力の値を比較して大きい方を基準電力値としています。

問2-3. 昨年度の電力使用実績が、設備の点検等のやむを得ない事由により、契約電力と比較して極めて小さい場

合には、何らかの補正の手だてがあるのでしょうか。

(答)

○「検査等のために稼働を停止していたこと」、「基準期間の開始の日の直前・直後に需要設備の試運転が開始したこと」、「基準期間を通じて、通常稼働している需要設備の主要な施設が稼働していないかったこと」等のやむを得ない特別の事由により基準期間の使用電力の最大値が契約電力の値を著しく下回った認められる場合には、「契約電力の値に対して 0.85 をかけて使用電力の上限を算出」する制限緩和措置の申請が可能です。

3. 使用制限の対象者

問3. 国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人も使用制限の対象となるのでしょうか。

(答)

○契約電力が 500kW 以上の大口需要家であれば、使用制限の対象となります。

4. 共同使用制限スキームについて

問4-1. 共同使用制限スキームの申請と制限緩和の申請は、これを同時に行うことが可能でしょうか。

(答)

○可能です。共同使用制限スキームの申請を行うに当たり、制限緩和が認められることを前提で申請することができます。

す。

○ただし、制限緩和が認められなかった場合には、共同使用制限スキームの活用も認められなくなります。

問4-2. 共同使用制限スキームを、例えば、8月1日～8月10日までといった使用制限期間の一部の期間についてのみ、活用することは可能でしょうか。

(答)

○可能です。

問4-3. 制限緩和が適用されない大口需要家 A と、削減率5%の制限緩和を申請して認められた大口需要家 B が共同使用制限スキームを活用する場合には、A、B が使用できる電力の上限はどのように算定するのでしょうか？

(答)

○A、B それぞれについて、基準期間(※)の1時間ごとの使用電力を把握し、Aについてはその使用電力に対して0.85、Bについては0.95をかけます。

○かけた後の値を A、B について1時間ごとに合算し、合算後の値の最大値が A、B が使用できる電力の上限となります。

※基準期間 平成22年7月1日～9月22日(東京電力管内)
平成22年7月1日～9月9日(東北電力管内)

問4-4. 共同使用制限スキームから、特定の参加者が任意

に途中離脱することは可能でしょうか。可能だとすると、離脱後の制限値は、個別需要家に対する制限値に戻ると考えてよいでしょうか。

(答)

○可能です。一度確認を受けた共同使用制限スキームを変更する際は、その変更を適用したい日から起算して14日前までに経済産業局に申請し、確認を受ける必要があります。

○この変更が認められ、共同使用制限スキームから離脱した後の制限値は、スキームに参加する前の制限値に戻ります。

問4-5. 共同使用制限スキームに、当初の参加者以外の事業所が事後的に参加することは可能でしょうか。

(答)

○可能です。一度確認を受けた共同使用制限スキームを変更する際は、その変更を適用したい日から起算して14日前までに経済産業局に申請し、確認を受ける必要があります。

問4-6. 共同使用制限スキームを利用する際、基準期間、時間帯の使用電力データが一部欠測している場合、スキーム活用のための最大使用電力はどのように算定すればよいのでしょうか。実測データがある期間はそのデータを使用し、ない期間については契約電力を使用すると

ということになるのでしょうか。

(答)

○データが一部欠落している場合は、当該事業所についてのみ、基準期間を含むすべての検針期間における使用最大電力(30分値×2)の中の最大値に0.85を乗じた後の値(通知書に記載されている当該事業所の使用できる電力の上限)を基準期間のすべての時間において加算して、スキームに参加する事業所全体の使用できる電力の上限値を算出してください。

問4-7. 共同使用制限スキームの使用できる電力の上限の算定に当たり、スキーム参加事業所の中に、基準期間に契約電力を超える1時間値があった場合、当該1時間値はどのように扱うのでしょうか。

(答)

○基準期間の末日以降、契約電力の変更がなく、基準期間中に契約電力を超える使用電力を記録した1時間値があった場合には、当該事業所についてのみ、基準期間のすべての時間において、契約電力の値に0.85を乗じた後の値を加算して、使用できる電力の上限を算出してください。

問4-8. 申請期限までに共同使用制限スキームの確認申請を行っても、経済産業大臣の確認が使用制限期間開始後になる可能性はあるのでしょうか。

(答)

○確認申請期限までに申請があったものについては、使用制

限開始の日の前日までに確認の可否を通知します。

問4－9. 天災等により電気の使用が相当程度困難な需要設備とは共同使用制限スキームを組めませんが、電気の使用が相当程度困難な需要設備とは具体的にどのような場合でしょうか。

また、同一の会社内で被災工場からの代替生産を別工場で行う場合、被災工場と別工場の共同使用制限スキームは認められますか。

(答)

○電気の使用が相当程度困難な需要設備とは、天災等により、昨年の基準期間の使用電力と比較しほとんど電力を使用していない場合を想定しております。

○なお、同一法人内に限らず、被災して電気の使用が相当程度困難な工場と別工場の代替生産に係る共同使用制限スキームは認められます。

問4－10. 制限緩和の対象となる需要設備を含む共同使用制限スキームを組む場合、同一法人(子会社含む。)又は日本標準産業分類において同一の大分類に属することが要件となっていますが、地方自治体の関連団体は同一法人もしくは子会社に該当しますか。

(答)

○地方自治体の関連団体は子会社として取り扱います。

問4－11. グループ企業全体において電力使用削減を目指す場合、昨年夏時点で東京電力管内に保有していた事業所を、今夏前に東京電力管外又は東北電力管外に移転することによる削減電力については、グループ全体の削減電力として認められますか。

(答)

○告示第5条第8号により制限緩和を申請いただくことで、認められるケースがあります。

5. 適用除外について

問5－1. 医療施設について適用除外が認められるのは、どのような場合なのでしょうか。

(答)

○医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であることから、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合については、当該治療の期間中のみ適用除外とされており、例えば、

- ①救急患者の搬送や入院患者の急変等により、緊急手術や検査等の医療提供が必要な場合
- ②猛暑による熱中症の増加や感染症の流行等により、患者数が昨夏と比べて増加した場合
- ③被災地からの患者受入による定員超過等により、昨夏に比べて入院患者数が増えた場合
- ④猛暑により、入院患者の健康状態を維持するための空調等の室内温度管理の必要性が昨夏以上に高まっ

た場合

⑤昨夏以降に病床数の増加や大型機器の導入等を行った場合であって、医療の提供のため、当該増床分の病床や導入した機器の稼働が必要な場合等があげられます。

問5-2. 告示第5条第1項第1号イに規定される病院は、適用除外対象とはならないのですか。

(答)

○告示第5条第1項第1号イに規定する需要設備は、告示第2条第1項に規定する 国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備に該当する場合があります。

○なお、該当する場合であっても、臨時的かつ緊急的に稼働が必要な時間に限り、適用除外となります。

問5-3. 附属病院を敷地内に有する総合大学キャンパス（医学、歯学、薬学又は保健衛生学に関連する学部、研究科又は附置研究所等のみならず多様な学部を含むキャンパス）において、当該附属病院の医師が患者の生命及び健康の保持の観点から必要と認める診療活動を行った結果、制限値を超えた場合には、使用制限違反となるのでしょうか。

(答)

○附属病院が存在したとしても、いわゆる総合大学キャンパ

スの場合は、削減目標は15%となります。

○ただし、当該附属病院において、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う場合には、告示第2条第1号の「国民の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備」と見なすことができます。この場合、当該治療により、使用電力の上限を超えたとしても使用制限に違反しません。

問5-4. トンネルで火事が起こった場合は、降雨時と同様、適用除外となるのでしょうか。

(答)

○国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備については、臨時的かつ緊急的に稼働しているときに限り、使用制限の適用除外となります。

○トンネル内で火災が起こった場合については、降雨時と同様に、当該火災の鎮火に必要な設備の稼働に限り、適用除外となります。

問5-5. 渇水時の揚水機場(導水補給施設)については、適用除外となるとのことですが、渇水時とはどのように定義するのでしょうか。

(答)

○渇水時の定義は「河川の流量が減少し、流水の正常な機

能に支障が生じ、補給を要する状況」とします。

○なお、「流水の正常な機能」とは流水の清潔の保持、動植物の保護、流水の占用等の河川の流水が本来有する機能のことであり、それを維持するような河川管理施設の操作が行われております。

問5－6. 15%削減計画を立てていた乳業工場が、余乳発生時に、生乳の廃棄措置を回避するため、急遽やむを得ずバター等の加工量を増加させる必要がありますが、このような場合に計画していた電力量の上限を上回ってしまう場合の罰則の扱いはどのようになるのでしょうか。

○乳業工場においては、余乳が発生した場合に備え、事前に

- ・夜間・休日勤務体制の整備
- ・広域的な余乳処理体制の構築

等を行うなどにより、使用予定電力を上回らないよう、まずは、最大限の努力をしていただく必要があります。

○これらの措置を講じた上でもなお対応できない大量の余乳が生じた場合において、牛乳の廃棄措置を回避するため、やむを得ず、当該乳業工場の稼働率をあげ乳加工量を増加させる場合も想定されます。その結果、使用できる電力の限度を上回ってしまう場合は、く告示第2条第1号の臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備として、当該稼働時間帯に限り、使用電力量の制限の適用除外に該当する可能性があります。

6. 制限緩和措置について

問6－1. 電力の需給契約は一つですが、同一敷地内に制限緩和の対象となる施設が複数存在したり、複数の施設のうち制限緩和の対象とならない施設が存在する場合、制限緩和はどのように申請したらよいでしょうか。

(答)

○需給契約を締結している需要設備の中に複数の施設があり、制限緩和を受けられると考えられる施設が複数又は単体存在する場合は、主たる施設が制限緩和の要件を満たしているかどうか実態に即して判断することになります。

問6－2. ある制限緩和措置を受けている期間の途中で、別の制限緩和措置を受けるために、変更申請することができますか。

(答)

○変更申請可能です。

問6－3. なぜ、電力の需要変動がフラットな需要設備のうち、クリーンルームと電解施設を有するもののみ制限緩和が認められるのでしょうか。

(答)

○クリーンルームや電解施設を有する需要設備は、常時ほぼ一定の電力を消費するため需要変動がほとんどありません。また、設備の立ち上げ、立ち下げに数日間要し、一時的に設備を停止することができないため、土日や夜間操業への生産シフトを行って、平日昼間の電力抑制を行うことは不

可能です。

○さらに、このような需要設備については、多くの製品に必要な不可欠な部品・材料を生産しているため、電力削減を行うと工場の生産が減少し、これらの製品を活用する多くの工場の生産も減少し、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがあります。

○このような点を踏まえ、制限緩和の対象としています。

問6-4. クリーンルームを保有していれば、半導体などの電子部品や精密部材を製造する需要設備以外も制限緩和の対象なのでしょうか。

(答)

○クリーンルームを保有することにより、電力の需要変動が一定の範囲に収まっている需要設備であれば、半導体などの電子部品や精密部材を製造する需要設備以外であっても制限緩和の対象となります。

問6-5. なぜ電力の需要変動がフラットな情報処理システムを有する需要設備について制限緩和が認められているのでしょうか。

(答)

○情報処理システムは、銀行の基幹金融システムや病院の基幹システムを始め人命・経済に影響を与える重要な情報を処理しており、24時間365日継続して運用する必要があり、日々の使用電力はほぼ一定です。

○仮に、このような情報処理システムを停止した場合、金融取引が不可能になる等、社会全体に大きな影響が生じかねません。

○また、照明についても、非常用など、安全を維持するために最低限必要な照明に限られており、電力使用の削減の余地はほとんどありません。

○この点、オフィスビルと一体になっており、日々の使用電力が一定でないようなデータセンターは、電力使用の削減余地があると考えられます。

○このため、電力の需要変動が一定の範囲内に収まっており、使用削減の余地がない情報処理システムに限り、制限緩和の対象としています。

問6-6. 情報処理システムを有していれば、データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム以外の需要設備も制限緩和の対象なのでしょうか。

(答)

○情報処理システムを保有することにより、電力の需要変動が一定の範囲内に収まっている需要設備であれば、データセンター等限らず制限緩和の対象となり得ます。

問6-7. 告示第5条第1項第2号イにおける「一般電気事業者又は特定規模電気事業者における発電等」には、自家

発電設備向けや一般需要家向けのガス供給も含まれるのでしょうか。

(答)

○自家発電設備向けや一般需要家向けも含め、一般ガス事業者によるガス供給全般が含まれます。

問6－8. 告示第5条第1項第2号イ「一般ガス事業者による使用最大電力の制限の対象となる地域に電気を供給する一般電気事業者又は特定規模電気事業者における発電等の用に供されるガスの供給の用に供される需要設備及び一般ガス事業者にガスを供給するガス導管事業者によるガスの供給の用に供される需要設備」には、一般ガス事業者、ガス導管事業者以外の者が所有する需要設備も含まれるのでしょうか。

(答)

○一般ガス事業者とガス導管事業者以外の者が所有する設備は、今回の緩和対象には含まれません。

問6－9. 災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設は、制限緩和措置の対象となっていますが、アスファルト合材工場については、ここでいう廃棄物処理施設と同様に扱ってよいのでしょうか。

(答)

○がれき等の災害廃棄物を受け入れてアスファルト製造を行っているアスファルト合材工場については、廃棄物処理施設としての許可を受けていれば、廃棄物処理施設と同様に

扱うことができます。

○ただし、新規の材料のみからアスファルト製造を行っている工場については、廃棄物処理施設として扱うことはできません。

問6－10. なぜ、「食料又は飲料を総合的に取り扱う」食料・飲料卸売業の用に供される一定の冷蔵庫のみ制限緩和の対象になるのでしょうか。

(答)

○今回、制限緩和の対象となっている食料・飲料卸売業のうち「食料又は飲料を総合的に取り扱う」ものについては、一般的にはその取り扱う商品を保管・配送するための冷蔵室は、当該施設の電力需要の大層を占めており、昼夜問わず、1年を通して稼働させる必要があるため、電力の需要変動幅が大きくなり、平日昼間の使用削減を行うことは困難です。

○また、当該食料・飲料卸売業は、食料品の供給元、供給先が多岐にわたり、食品流通の根幹をなしており、これらを総合的に勘案して、制限緩和の対象としたところです。

問6－11. 低温倉庫の制限緩和申請にあたり、記載マニュアルでは添付資料について「国土交通大臣又は地方運輸局長からの登録書の写し」とありますが、登録制になって登録書が発行されたのは平成14年4月以降です。その以前は登録書自体がありません。この場合、何を提出すればよいのでし

ようか。

(答)

- 低温倉庫の制限緩和申請書の添付書類については、現在、国土交通大臣又は地方運輸局長からの登録通知書の写しとなっておりますが、倉庫業の参入規制が平成14年4月1日より許可制から登録制に緩和改正されたことから、「登録通知書」としては、平成14年4月1日以降のものとなります。
- 平成14年4月1日以前より倉庫業を営んでいる事業者が提出する添付書類については、国土交通大臣(旧;運輸大臣)又は地方運輸局長(旧;地方海運局長)からの許可書が交付されていますので、許可書の写しを提出していただければよいこととなります。
- なお、登録通知書(許可書)の写しに倉庫の種類が明記されていないなど、倉庫の種類が確認できないような場合は、登録(許可)申請書の添付書類である倉庫業法施行規則第2条第2項第1号イに規定されている登録(許可)申請書の添付書類である「倉庫明細書」の写しを提出していただくことにより確認することができます。

問6-12. マンション管理組合には法人格がありませんが、申請書類の「法人にあつては名称及び代表者の氏名」を記載する欄に、マンション管理組合の名前を記載してもよいのでしょうか。

(答)

- 構いません。法人名称及び代表者の氏名に代えて、マンション管理組合の代表者の名前を記載してください。

問6－13. 大口需要家と小口需要家の共同使用制限スキームで使用できる「一時間単位の使用電力を把握できる計測器」に何か条件がありますか。

(答)

- 電気メーターから出力される需要家パルスと受信パルスが同じ仕様(50,000 パルス/kWh 又は 2,000 パルス/kWh)になっている計測器(デマンドコントローラー)ものであれば使用できます。

- 使用電力等を正しく把握するためには、電気メーターから出力される需要家パルスを受信し、使用電力等を正確に表示できることが必要です。使用制限の対象となる需要設備に係る送信パルスは 50,000 パルス/kWh と 2,000 パルス/kWh の2種類があります。

- このため、受信パルスが 50,000 パルス/kWh 又は 2,000 パルス/kWh(電気メーターと同一であることが必要)の仕様となっていることが必要になります。

- なお、上記の要件を満たしたデマンドコントローラーを大口需要家と小口需要家の共同使用制限スキームの使用する場合には、東北電力、東京電力から同一のパルス信号区分であることを示す認定番号を入手し、添付する必要があります。

問6－14. 問6－12に記載されている認定番号ラベルを入

手するにはどうしたらよいでしょうか。

(答)

- 大口需要家と小口需要家の共同使用制限スキームの申請者(大口需要家)が、参加する小口需要家のデマンドコントローラーの情報を取りまとめて、メーターとパルス信号が一致していることの確認を東京電力、東北電力に依頼してください。
- 一致していれば、デマンドコントローラーに添付するため認定番号ラベルが送付されます。また、電気メーターへの貼付は東京電力、東北電力が貼付してくれます。

問6-15. デマンドコントローラーに貼り付ける認定番号ラベルは、どこに、どのように貼り付けするのでしょうか。

(答)

- 電気メーターには東京電力、東北電力が、デマンドコントローラーには使用者が、共に使用制限の開始日までに貼付します。
- 電気メーターは、パルス出力部近傍又は電気メーター本体の見やすい個所に東京電力、東北電力が添付します。
- デマンドコントローラーには、入力・出力部近傍の見やすい個所又は表示機構の見やすい個所に使用者が貼付してください。

問6-16. 現在、使用しているデマンドコントローラーをその

まま使用してもよろしいでしょうか。

(答)

○東京電力、東北電力が所有する電気メーターから出力される需要家パルスを利用したデマンドコントローラーであって、電気メーターと同一のパルス信号区分(50,000 パルス/kWh 若しくは 2,000 パルス/kWh)であれば使用できます。(設備管理用の電気メーターからの値を受けているものは使用できません。)

問6-17. 電気メーターとデマンドコントローラーの製造メーカーが違いますが問題ありませんか。

(答)

○製造メーカーが異なっても、信号形態が同一で電気メーターとデマンドコントローラーに同一の認定番号ラベルが貼られていれば大口需要家と小口需要家の共同使用制限スキームに際しての使用には問題はありません。

問6-18. デマンドコントローラーの値は、30分値しか記録されていません。報告は1時間値となっていますがどのように記載すればよろしいでしょうか。

(答)

○30分値のkWhのデータを1時間分に合算し、記録してください。(例えば、9時～9時30分までのkWhと、9時30分～10時までのkWhを合算し、9～10時における1時間のkW値としてください。)

7. 使用状況報告について

問7-1. 使用制限状況の報告には“自社の計量器による電力(1時間単位)”を使用してもよいでしょうか。電気事業者が把握する使用電力量と需要家が把握する使用電力量に差異があります。

(答)

○電気の使用状況の報告には、電気事業者が把握している使用電力を使用してください。

問7-2. 使用制限期間中において、日々の1時間単位の電気の使用状況を報告することになっていますが、このデータは、電気事業者より自動的に送付されてくるものなのでしょうか。

(答)

○電気事業者にデータの提供を依頼することで、入手することができます。

8. 罰則について

問8-1. トラブル等が原因で、例えば保安防災等のために「意図的」に使用できる電力の上限を超過させる場合は、原則的には「故意」とはみなされないと理解してよろしいでしょうか。

(答)

○保守防災のために意図的に使用できる電力の上限を超過

させる場合は、告示第2条第1号(適用除外)に規定される「その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備」に該当する可能性があります。

○適用除外に該当すると判断する場合には、電気の使用状況報告において、その旨の説明書の添付が必要です。

問8-2. 大口需要家 A と小口需要家 B の共同スキーム(制限緩和)の下で、特定の日時において、B が使用予定電力の最大値を超え、かつ、AB 両者の合計で昨年ピークを上回ってしまった場合、A が使用予定電力の最大値を超えていないにもかかわらず、A は違反の責任を問われる可能性はあるのでしょうか。

(答)

○規制対象は大口需要家のみであり、違反の責任を問われる場合があります。

○例えば、小口需要家可以使用できる電力の上限の設定に当たり、大口需要家が当該上限の範囲内で、小口需要家が電力を使用することが困難と知りながら制限緩和の申請を行った場合には、使用制限違反となる場合があります。

問8-3. 国や地方公共団体の施設について制限違反があった場合、誰が刑事罰の対象となるのでしょうか。

(答)

○罰則は、原則、故意により使用制限に違反した行為者（個々人レベル）に対して適用されます。

○なお、電気事業法においては、27条違反について両罰規定が儲けられているため、その行為者に罰則が適用される場合には、法人（国や地方公共団体を含む。）に対しても罰金刑が科されることもあり得ます。